

救済要求についての判決

1. レース名 第14回相模湾ヨットフェスティバルレース
2. 抗議締切時刻 2011/08/28 : 15 : 59 : 44
3. 救済要求は締切時刻内に受領した
4. 救済要求している代表者 レース委員長 初鹿野 詔一
5. 救済を考慮する艇 全艇
6. 証言者の氏名 高橋正実
7. 利害関係者についての異議 なし
8. 要求書はインシデントを特定している
9. 要求は有効 審問を続行する

■認定した事実■

1. 「帆走指示書6. 葉山沖マーク」(オレンジ色円柱形ブイ)より約0.7NM手前にあった「イエロー色円筒形ブイ」を全艇が回航した
 - ・実際に設置された「葉山沖マーク」の位置
N35.16.8、E139.32
 - ・「全艇回航マーク(イエロー色円筒形ブイ)」の位置
N35.16.1、E139.32
 - ・「帆走指示書6. 葉山沖マーク」の緯度経度表記
N35.16、E139.32付近
2. 「全艇回航マーク」の方が帆走指示書表記の緯度経度に近接していた

■結論と適用規則■

- ・レース委員会の「葉山沖マーク」設置に不手際があった [RRS 62.1(a)]

■判決■

次の救済を与える

全艇が「葉山沖マーク」を正しく回航したとみなし、各艇がフィニッシュラインを通過した時刻をもってレースのフィニッシュ時刻として成績を算出する

■プロテスト委員会の委員長と他のメンバー■

渡邊晋也、大村雅一、市原恭夫

委員長の署名